

旅客営業規則

制 定 2001年7月27日

最終改定 2021年7月1日

第1編 総則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、株式会社舞浜リゾートライン（以下「当社」という。）の旅客の運送及びこれに付帯する取扱い等（以下これらを「旅客の運送等」という。）について合理的な取扱方法を定め、もって利用者の利便と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 当社線による旅客の運送等については、別に当社が公示する場合を除いて、この規則を適用する。

(用語の意義)

第3条 この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいう。
- (2) 「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場をいう。
- (3) 「ICカード」とは当社線及び共通利用が可能な他社線内の駅相互間を乗車の目的で改札機から入出場する場合又は駅において乗車券等と引換え、若しくは精算する場合に使用できる金銭的価値等を電子的に記録する証票をいう。
- (4) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。

(消費税課税の運賃・料金)

第4条 この規則に規定する運賃・料金については、消費税法（昭和63年法律第108号）の定めによる消費税相当額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の定める地方消費税相当額を含んだ額とする。

(運賃・料金前払いの原則)

第5条 旅客の運送等の契約の申込みを行おうとする場合、旅客は現金をもって、所定の運賃・料金を提供するものとする。ただし、当社において特に認めた場合は、後払いとすることができる。

- 2 旅客は、前項の規定にかかわらず、普通旅客運賃、回数旅客運賃、及びフリー旅客運賃をICカードによって支払うことができる。

(契約の成立時期及び適用規定)

第6条 旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客が所定の運賃・料金を支払い、乗車券等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。

- 2 前項の規程にかかわらず、ICカードを使用した旅客運送の契約は、その成立について

別段の意思表示があった場合を除き、改札機等による改札を受けた時に成立する。

- 3 前2項の規定によって契約の成立した時以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立したときの規定によるものとする。

(旅客の運送等の制限又は停止)

第7条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは、次の各号に掲げる制限又は停止をすることがある。

- (1) 乗車券の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限又は発売の停止
- (2) 乗車区間・乗車方法・入場方法又は乗車する列車の制限
- (3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持込区間又は持込列車の制限

- 2 前項の制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

(運行不能の場合の取扱方法)

第8条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内発着となる旅客又はこれを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。

- 2 列車の運行が不能となった場合であっても、当社において他鉄道・自動車等の他の運輸機関の利用又はその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして、旅客の取扱いをする。

(期間の計算方法)

第9条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

(乗車券等に対する証明)

第10条 当社において、乗車券等、旅客の運送等の契約に関する証票に証明を行なう場合は、当該証票にその証明事項を記入し、担当の証印を押す。

(旅客の提出する書類)

第11条 旅客の運送等の契約に関して、旅客が当社に提出する書類は、墨、インキ又はボールペンをもって記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。この場合、発行日付にあつては元号で表示されているものであつても西暦で記載することができる。

- 2 旅客は、前項の規定(後段に規定する場合を除く。)による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正個所に相当の証印を押すものとする。

第2編 旅客営業

第1章 通 則

(乗車券の購入及び所持)

第12条 列車に乗車する旅客は、その乗車に有効な乗車券を購入し、これを所持しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、係員の承諾を得て乗車券を購入しないで乗車した旅客は、降車駅において相当の乗車券を購入するものとする。

第2章 乗車券の発売

第1節 通 則

(乗車券の種類)

第13条 乗車券の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 普通乗車券

(2) 定期乗車券 { 通勤定期乗車券
通学定期乗車券

(3) 回数乗車券

(4) 団体乗車券

(5) 貸切乗車券

(6) フリー乗車券 { 1日フリー乗車券
2日フリー乗車券
3日フリー乗車券
4日フリー乗車券

(乗車券の発売箇所及び発売方法)

第14条 乗車券は駅において係員又は乗車券類発売機により発売する。ただし、定期乗車券については当社が指定した駅において発売する。

2 前項の規定にかかわらず、旅客が係員の承諾を得て乗車券を所持しないで乗車した場合は、普通乗車券を降車駅において発売する。

3 乗車券は、前各項に規定するほか、当社が臨時に設置した乗車券臨時発売所又は乗車券の発売を委託した箇所において発売する。

(乗車券の発売範囲)

第15条 駅において発売する乗車券は、発売駅から有効なもののみとする。ただし、当社が特に定めた場合は、他駅から有効なものを発売することがある。

(乗車券の発売日)

第16条 乗車券は発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券は、当該各号に定めるところによって発売する。

(1) 定期乗車券

有効期間の開始日の7日前から発売する。ただし、継続発売の場合は14日前から発売する。

(2) 団体乗車券および貸切乗車券

運送引受後であって旅客の始発駅出発日の6ヵ月前から発売する。

(乗車券の発売時間)

第17条 駅において発売する乗車券の発売時間は、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の発車時刻までとする。

2 前項の規定にかかわらず、普通乗車券以外の乗車券については、その発売時間を別に定めることがある。

(割引乗車券の発売の制限)

第18条 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券は、旅行開始前に限って発売する。

(割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い)

第19条 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証又は通学定期乗車券もしくは通学乗車証を、使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外の者に使用させたときは、その使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

(割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合)

第20条 旅客運賃割引証は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき。
- (2) 表示事項をぬり消し、又は改変したものを使用したとき。
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき。
- (4) 有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき。
- (5) 記名人以外の者が使用したとき。

2 旅客運賃割引証は、次の各号の1に該当する場合は、使用できない。

- (1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないもの及び発行者又は使用者が必要な箇所に押印していないもの。
- (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの。

第2節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

第21条 普通乗車券は、旅客が当社線を1回乗車する場合に発売する。ただし、乗車駅をこえて乗車する場合を除く。

第22条～第23条 (削除)

第3節 定期乗車券の発売

(通勤定期乗車券の発売)

第24条 旅客が、常時区間を同じくして乗車する場合で、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通勤定期乗車券を発売する。

2 定期乗車券購入申込書の様式は、次のとおりとする。

定期乗車券購入申込書	
フリガナ	男・女 様 才
氏名は、枠の中に大きくはっきりと書いて下さい。	
種別	通勤・通学
ご住所	〒 電話 ()
勤務先 または 通学先	所在地 名称 電話 ()
使用開始日 および 有効期間	年 月 日から 1ヵ月・3ヵ月・6ヵ月
区分	新規・継続
<small> * 通学定期乗車券を初乗りのときは、通学証明書、または通学身分証明書を持 出して下さい。 * 不備になった定期乗車券は、発行人に提出して下さい。 * 上記記入欄に個人情報は、定期乗車券の発行・取戻・紛失に関わる業務以外 の目的で使用することはありません。 </small>	
株式会社舞浜リゾートライン	
No. _____	

(通学定期乗車券の発売)

第25条 指定学校（放送大学及び通信制高校を除く）の学生、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき又は通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通学定期乗車券を発売する。

- (1) 居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅との相互間を通学のため乗車する場合。
- (2) 区間を同じくして乗車する場合。

2 通学証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。ただし、特に有効期間の開始日又は有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を通学定期乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。

3 指定学校の学生、生徒もしくは児童が、実習のため実習場等まで乗車する場合で、当社が必要と認めるときは、第1項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。

(定期乗車券の一括発売)

第26条 第24条、第25条の規定により定期乗車券を発売する場合は、別に定めるところにより、これを一括して発売することがある。

2 前項の規定により定期乗車券を発売する場合で、当該定期乗車券の有効期限を一定させる必要があるときは、別に定めるところにより、当該定期乗車券の所定の有効期間には数となる日数を付加して発売することがある。

第4節 回数乗車券の発売

(回数乗車券の発売)

第27条 当社線をしばしば乗車する旅客に対しては、11 券片の回数乗車券を発売する。ただし、その乗車する区間については、普通乗車券が発売できる範囲とする。

第5節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

第 28 条 一団となった旅客が、発着駅及び経路を同じくして旅行する場合であって、次の各号の 1 に該当し、かつ、当社が団体として運送の引受けをしたものに対しては、団体乗車券を発売する。

(1) 学生団体

ア 次の 1 に該当する学校等の学生等が 25 人以上とその付添人、当該学校等の教職員（嘱託している医師及び看護師を含む。以下同じ）又はこれに同行する旅行者によって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、当該学校等の代表者が特に証明した場合は、その人員が 25 人未満のときであっても、この取扱いをする。

(ア) 文部科学省認可をうけている学校の学生・生徒・児童又は幼児

(イ) 厚生労働省認可をうけている認証・認定保育施設

(ウ) 都道府県・市区町村認可をうけている認証・認定保育施設

(エ) 児童福祉法に規定する以下の施設の児童

(i) 児童厚生施設

(ii) 児童養護施設

(iii) 福祉型障がい児入所施設

(iv) 医療型障がい児入所施設

(v) 児童心理治療施設

(vi) 児童自立支援施設

(vii) 児童発達支援センター

(オ) その他、当社において特に認めた場合は、学生団体として取扱う。

イ アの付添人は、大人とし、当該団体を構成する旅客が次の 1 に該当する場合に限るものとし、その人員は、その旅客 1 人につき 1 人とする。

(ア) 幼稚園の幼児、保育所の児童又は小学校第 3 学年以下の児童であるとき。

(イ) 障害又は虚弱のため、当社において付添いを必要と認めるとき。

(2) 普通団体

前号以外の旅客によって構成された 25 人以上の団体で、責任のある代表者が引率するもの。

(団体旅客運送の申込)

第29条 第28条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、あらかじめその人員、行程、乗車すべき列車その他輸送計画に必要な事項を記載した団体旅行申込書を提出して、団体旅客運送の申込みを行なうものとする。ただし、当社において特に認める場合は、団体旅行申込書の提出を省略することができる。

2 団体旅行申込書の様式は、次のとおりとする。

申込日		年	月	日
株式会社舞浜リゾートライン 団体旅客運送申込書				
1. 学生団体のお申し込みは、学校長・施設長の公印が必要です。				
2. 団体旅客運送申込書は記入後、弊社マーケティング部へご郵送ください。弊社よりお客様に引受書を郵送いたします。				
以下の行程により、団体旅客運送の申し込みを行います。				
団体種別※	普通・学生 ※ 団体種別は、どちらかに○をしてください。			
ふりがな				
学校・施設 団体名				
ふりがな				
所在地	〒 _____			
電話番号			FAX番号	
乗車日	乗車区間	乗車予定時刻	備考	
月 日	・スタートレイン	時 分		
月 日	・スタートレイン	時 分		
月 日	・スタートレイン	時 分		
団体乗車券 受取希望日時・駅		申込人数 ※乗車人数をご記入ください。		
月 日	時 分	・スタートレイン	大人	小児 添乗員 計
ご旅行出発日時		月	日	出発
旅行会社名				
電話番号	FAX番号			
ふりがな				
ご担当者名	緊急連絡先	お名前	電話番号	
住所	〒 _____			
お申し込み内容の変更およびお問い合わせは以下の連絡先までご連絡ください。				
株式会社舞浜リゾートライン 〒279-8523 千葉県浦安市舞浜2番地18				
マーケティング部 (受付時間) 平日9:00～17:00 TEL 047(305)2409 FAX 047(305)2450				
リゾートゲートウェイステーション (受付時間) 土日祝日および平日時間外 TEL 047(305)2434 FAX 047(305)2451				

3 第1項の規定による場合の申込者は、次のとおりとする。

(1) 学生団体

教育長又は学校長（保育所、青年学級または勤労青年学校の代表者を含む。以下この号において同じ。）。ただし、数校連合の場合で学校長が申込むときは各学校長連名とし、代表学校長名を明示するものとする。

(2) 普通団体

代表者、申込責任者又は旅行業者

4 団体旅行申込書の記入方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) 申込者住所氏名欄には、前項に規定する申込者の住所氏名を記入する。

(2) 旅行業者住所氏名欄には、旅行業者が斡旋をした場合に当該旅行業者の住所氏名を記入する。ただし、普通団体であって、旅行業者が申込者の場合は、同欄の記入は省略する。

(3) 前項第1号の場合で、数校連合のときは、申込人員欄の所定欄に総申込人員を記入するほか、記事欄に関係学校別の人員を明示するものとする。

(団体旅客運送の予約)

第 30 条 旅客から前条の規定により団体旅客運送の申込みを受けた場合で、当社において運輸上支障がないと認めるときは、当該団体旅客運送の引受けをする。

2 前項の規定により団体旅客運送の引受けをしたときは、その申込者に次の様式による団体旅行引受書を交付する。ただし、第 31 条に規定する責任人員をつけないものにあつては、前条の規定によって収受した団体旅行申込書に引受けをした旨を記載し、団体旅行引受書に代用し、又、前条第 1 項ただし書の規定により、団体旅行申込書の提出を省略したものにあつては、口頭による通知をもって団体旅行引受書に代えることがある。

3 団体旅行運送引受書の様式は、次のとおりとする。

団体旅客運送引受書			
2018年11月13日			
引受番号 第 			
TEL: _____		株式会社舞浜リゾートライン	
お申し込みの団体旅行については下記の条件によって運送をお引き受けいたします。			
乗車券を _____ 項 _____ ステーション でお受け取りください。			
記			
(1) 列車運行の都合等によって引受内容の一部を変更する場合がございます。 (2) 悪天候、自然災害、事故障害等の都合によって列車の運行が不能となった場合は、この引受を取り消す場合がございます。 (3) 乗車方法等については、こちらからご案内させていただきます。 (4) 団体乗車券の内容変更やキャンセルは以下の連絡先までご連絡ください。 (5) 乗車券は現金でお支払いください。旅行会社様のクーポン券等のご利用はできません。あらかじめご了承ください。 (6) 前各号のほか、旅客運送に関する諸規程を遵守していただきます。			
団体種別		団体名	
		乗車人数	
		おとな <small>(12歳以上)</small>	こども <small>(6歳以上)</small>
			計
月日		区 間	
		*ステーション ⇄ *ステーション	
		項	
合計金額		=	
		乗車券代 G: / L: / B: / S: /	
株式会社舞浜リゾートライン 〒279-8523 千葉県浦安市舞浜2番地18 マーケティング部 (受付時間) 平日9:00～17:00 TEL 047(305)2409 FAX 047(305)2450			
リゾートゲートウェイステーション (受付時間) 土日祝日および平日時間外 TEL 047(305)2434 FAX 047(305)2451			

4 第 2 項の規定によって、団体旅行引受書の交付を受けた団体旅客運送申込者は、団体乗車券購入の際、これを呈示しなければならない。

(責任人員)

- 第 31 条** 臨時列車の設定等特別の手配を必要とする団体旅客に対しては、その団体旅客の全行程について申込人員（大人と小児との混合の団体の場合は、大人と小児との各別の申込人員）の 9 割に相当する人員（1 人未満のは数は、大人と小児とを各別に切捨てる。）を責任人員とし、実際乗車人員がこれに満たない場合があっても、責任人員に相当する団体旅客運賃を収受することを条件として運送の引受けを行なう。
- 2 団体旅客運送の引受け後、前条の規定による団体申込人員の変更の承諾を行なう場合は、申込人員が増加したときは責任人員を変更し、申込人員が減少したときは責任人員の変更を行なわない。
- 3 前項の規定にかかわらず団体旅客運送の引受け後において、当社の責任となる事由によって引受条件の一部を変更する必要が生じ、これを申込者が承諾し、かつ、第 1 項の規定による責任人員が減少したときは、責任人員を減ずることがある。

(団体旅客に対する保証金)

- 第 32 条** 団体旅客の申込者は、前条の規定により責任人員を付された場合は、団体旅客運送引受けの内容に従って計算した団体旅客運賃の 1 割に相当する額（100 円未満のは数は、100 円に切上げる。）を保証金として、当社に納付するものとする。
- 2 前項の規定による保証金は、当社において指定した日までに団体乗車券を購入する駅に納付するものとし、申込者がその期日までに保証金を納付しなかったときは、その申込みを取り消したものとみなす。
- 3 保証金の納付後において、当社の責に帰さない事由によって申込者が、その申込みを取消したときは、これを返還しない。
- 4 第 34 条の規定による団体の申込人員等の変更の承諾を行なったときは、保証金の納付前の場合にあつては、変更後の申込人員等に対する保証金を納付させ、また、保証金の納付後の場合にあつては、納付すべき保証金の額とを比較し、不足額があるときはこれを収受し、過剰額は返還しない。
- 5 保証金の納付後においては、当社の責任となる事由によって引受条件の一部を変更する必要が生じ、これを申込者が承諾し、かつ、納付すべく団体旅客運賃額が減じたときは、減額処分相当の保証金を返還することがある。
- 6 保証金は団体乗車券発売の際、団体旅客運賃の一部に充当し、過剰額があってもその過剰額は返還しない。
- 7 保証金は、次の各号の 1 に該当する場合に限り、その納付額全額の返還を行う。
- (1) 当社の都合によって解約した場合。
 - (2) 天災事変等の原因によって、団体旅行ができなくなったため解約した場合。
- 8 保証金に対しては、利子を付さない

(一部区間不乗の団体乗車券の発売)

- 第 33 条** 旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、当社において特に承諾した場合は、当該区間を通した団体乗車券を発売することがある。ただし、この場合は、団体旅客運送の申込みの際に、その区間を明示するものとする。

(団体旅客運送の申込人員の変更又は申込の取消し等)

第 34 条 団体旅客運送の申込者は、運送引受後、旅行開始前に申込人員の変更、一部の行程の取消しその他取扱条件を変更する場合は、次の各号に定めるところにより、その変更を申し出るものとする。ただし、運輸上支障がある場合は、変更の取扱いをしないことがある。

(1) 団体乗車券の購入前に変更する場合は、当該団体旅行引受書を提出する。

(2) 団体乗車券の購入後に変更する場合は、当該団体乗車券を呈示する。

2 団体旅客運送の引受後、申込人員の変更の取扱いをする場合で、これによって取扱条件を異にするときは、変更後の人員によって当該団体が構成されるものとして取扱うものとする。

第6節 貸切乗車券の発売

(貸切乗車券の発売)

第 35 条 旅客が、列車を単位として旅客車を貸し切る場合であつて、かつ、当社が貸切としての運送の引受けをしたものに対しては、貸切乗車券を発売する。

(貸切旅客運送の申込)

第 36 条 前条の規定により貸切乗車券を購入しようとする者は、あらかじめ、その人員・行程その他輸送計画に必要な事項を記載した貸切旅行申込書を提出して、貸切旅客運送の申込を行うものとする。

2 貸切旅行申込書は、第 30 条 3 項に規定する団体旅行申込書の「団体」の文字を「貸切」と訂正して使用する。

(貸切旅客運送の予約)

第 37 条 旅客から前条の規定による貸切旅客運送の申込みを受けた場合で、当社において運輸上支障がないと認めるときは、当該貸切旅客運送の引受けをする。

(貸切旅客に対する保証金等)

第 37 条の2 第 31 条第 3 項、第 33 条および第 34 条の規定は、貸切旅客の場合に準用する。

第7節 フリー乗車券の発売

(フリー乗車券の発売)

第 38 条 フリー乗車券は次の各号によって発売する。

(1) 1 日フリー乗車券

旅客が 1 日のうち乗車回数に制限なく、当社線を利用する場合に発売する。

(2) 2 日フリー乗車券

旅客が連続した 2 日間にわたり、乗車回数に制限なく当社線を利用する場合に発売する。

- (3) 3日フリー乗車券
旅客が連続した3日間にわたり、乗車回数に制限なく当社線を利用する場合に発売する。
- (4) 4日フリー乗車券
旅客が連続した4日間にわたり、乗車回数に制限なく当社線を利用する場合に発売する。

第3章 旅客運賃

第1節 通 則

(旅客運賃の種類)

第39条 旅客運賃の種類は、乗車券の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 普通旅客運賃
- (2) 定期旅客運賃 { 通勤定期旅客運賃
 { 通学定期旅客運賃
- (3) 回数旅客運賃
- (4) 団体旅客運賃
- (5) 貸切旅客運賃
- (6) フリー旅客運賃 { 1日フリー旅客運賃
 { 2日フリー旅客運賃
 { 3日フリー旅客運賃
 { 4日フリー旅客運賃

(旅客運賃計算上の経路)

第40条 旅客運賃は、旅客の実際乗車する経路および発着の順序によって計算する。

(旅客の区分及びその旅客運賃)

第41条 旅客運賃は、次に掲げる年齢別の旅客の区分によって、この規則に定めるところにより、その旅客運賃を収受する。

大人	12才以上の者
小児	6才以上12才未満の者
幼児	1才以上6才未満の者
乳児	1才未満の者

2 前項の規定による幼児であっても、次の各号の1に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃を収受する。

- (1) 幼児が幼児だけで旅行するとき。
- (2) 幼児が乗車券を所持する6才以上の旅客（団体旅客を除く）に2人を超えて随伴されて旅行するとき。ただし、2人を超えた者だけ小児とみなす。
- (3) 幼児が、団体旅客として旅行するとき又は団体旅客に随伴されて旅行するとき。

3 前項以外の場合の幼児又は乳児に対しては、旅客運賃は収受しない。

(小児の旅客運賃)

第42条 小児の普通旅客運賃、定期旅客運賃及びフリー旅客運賃は、第43条に規定する場合を除いて、大人の普通旅客運賃、定期旅客運賃及びフリー旅客運賃をそれぞれ折半し、10円未満のは数を切上げて10円単位とした額（以下このは数の計算方法を「は数計算」という。）とする。

(割引の旅客運賃)

第43条 割引の旅客運賃は、別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃又は小児の無割引の旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。

(旅客運賃割引の重複適用の禁止)

第44条 旅客は、旅客運賃について2以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券について、重複して旅客運賃の割引を請求することができない。

第2節 普通旅客運賃

(大人普通旅客運賃)

第45条 大人普通旅客運賃は、次に定める額とする。

1乗車につき 260円

第46条～第50条 (削除)

第3節 定期旅客運賃

(大人定期旅客運賃)

第51条 大人定期旅客運賃は、次に定める額とする。

(1) 大人通勤定期旅客運賃

1箇月 7,850円 3箇月 22,380円 6箇月 42,390円

(2) 大人通学定期旅客運賃

1箇月 4,720円 3箇月 13,460円 6箇月 25,490円

(は数となる日数を付加して一括発売する場合の定期旅客運賃)

第52条 第26条2項の規定により発売する定期乗車券のは数となる日数に対する定期旅客運賃は別に定める。

第4節 回数旅客運賃

(回数旅客運賃)

第53条 回数旅客運賃は、次のとおりとする。

(1) 大人の回数旅客運賃は、大人普通旅客運賃を10倍した額とする。

(2) 小児の回数旅客運賃は、小児普通旅客運賃を10倍した額とする。

第5節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

第54条 第28条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところにより普通旅客運賃の割引を行う。その割引率は、次のとおりとする。

- (1) 学生団体
学生・生徒・児童・幼児・教職員・付添人及び旅行業者
人員 原則 25人以上 割引率 2割
- (2) 普通団体
人員 25人以上 割引率 1割

(団体旅客運賃の計算方法)

第55条 団体旅客運賃の計算方法は、次のとおりとする。

- (1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を、は数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
- (2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり小児普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を、は数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
- (3) 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別に、前各号の規定によって算出した額を合計したものとす。

(実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃)

第56条 第31条の規定による条件をもって、運送の引受けをした団体旅客の実際乗車人員がその責任人員に満たない場合は、実際乗車人員と責任人員に対する不足人員(大人・小児別に責任人員が付けられている団体については、大人、小児別の不足人員)とによって団体が構成されているものとして、団体旅客運賃を収受する。

2 前項の場合、次の各号の人員を、大人1人を小児2人に、また、小児1人を大人0.5人にそれぞれ換算(換算人員の合計に1人未満のは数が生じた場合は、そのは数を切捨てる。)して、不足人員から差し引いて計算する。

- (1) 大人および小児に責任人員がつけられている団体について、大人または小児の一方の人員が責任人員より減少し、他の一方が責任人員より超過したときは、その超過人員。
- (2) 大人だけに責任人員がつけられている団体について、大人が責任人員より減少し、新たに小児が加わったときは、新たに加わった小児の人員。

第6節 貸切旅客運賃

(貸切旅客運賃)

第57条 第35条の規定によって列車貸切とする場合は、1列車につき537人に相当する大人普通旅客運賃を収受する。

(貸切旅客の運賃収受定員超過の場合の旅客運賃)

第57条の2 貸切旅客の実際乗車人員が、旅客運賃収受定員を超過する場合は、その超過人員に対して大人普通旅客運賃を収受する。

第7節 フリー旅客運賃

(フリー旅客運賃)

第58条 フリー旅客運賃は、次の各号に定める額とする。

- | | | |
|-----|-------------|--------|
| (1) | 大人1日フリー旅客運賃 | 660円 |
| (2) | 大人2日フリー旅客運賃 | 850円 |
| (3) | 大人3日フリー旅客運賃 | 1,200円 |
| (4) | 大人4日フリー旅客運賃 | 1,500円 |

第4章 乗車券の効力

第1節 通 則

(乗車券の使用条件)

第 59 条 乗車券は、その券面表示事項に従って 1 回に限り使用することができる。この場合、乗車人員が記載されていない乗車券は、1 券片をもって 1 人に限るものとする。ただし、定期乗車券及びフリー乗車券については、その使用回数を制限しない。

2 同一旅客は、有効な 2 枚以上の同種の乗車券を所持する場合は、当該乗車については、その 1 枚のみ使用することができる。

(乗車券の効力の特例)

第 60 条 乗車券は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず、使用することができる。

- (1) 大人用の乗車券を小児が使用して乗車する場合。
- (2) 乗車券の発売駅でない駅から乗車する場合。

(券面表示事項が不明または不備の乗車券)

第 61 条 乗車券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

2 前項の規定により使用できない乗車券を所持する旅客は、これを駅（定期乗車券にあつては発行駅）に差し出して書替を請求することができる。

3 前項の規定により旅客から書替の請求があつた場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、その不明事項が判別できるときに限って、当該乗車券と引換に再交付の取扱いをする。

4 前各項の規定は、券面表示事項又は様式の整っていない乗車券について準用する。

(不乗区間に対する取扱い)

第 62 条 旅客は、第 60 条の規定により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始し、又は同区間内の途中駅で下車した後に前途の駅から乗車した場合の不乗区間については、乗車の請求をすることができない。

(有効期間の起算日)

第 63 条 乗車券の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券を発行した当日から起算する。

(小児用乗車券の効力の特例)

第 64 条 小児用の乗車券は、その有効期間中に、使用旅客の年齢が 12 才に達した場合であっても、第 41 条の規定にかかわらず、これを使用することができる。ただし、小児用の IC カードによる乗車については別に定める規則による。

(乗車券不正使用未遂の場合の取扱い方法)

第 65 条 旅客が、当該乗車について効力のない乗車券を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるものであって、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りでない。

第2節 乗車券の効力

(有効期間)

第 66 条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除き、次の各号による。

- (1) 普通乗車券 1 日
- (2) 定期乗車券
通勤定期乗車券および通学定期乗車券
1 箇月・3 箇月又は6 箇月とする。
- (3) 回数乗車券 3 箇月
- (4) 団体乗車券 その都度定める。
- (5) 貸切乗車券 その都度定める。
- (6) フリー乗車券
 - (ア) 1 日フリー乗車券 1 日
 - (イ) 2 日フリー乗車券 2 日
 - (ウ) 3 日フリー乗車券 3 日
 - (エ) 4 日フリー乗車券 4 日

(継続乗車)

第 67 条 入場後に有効期間を経過した当該使用乗車券は、途中下車をしないでそのまま旅行を継続する場合に限って、第 66 条の規定にかかわらず、これを使用することができる。

(周回乗車の禁止)

第 68 条 旅客は、その所持する乗車券（フリー乗車券及び定期乗車券を除く。）によって、乗車駅をこえて旅行することができない。

(途中下車の禁止)

第 69 条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券（フリー乗車券及び定期乗車券を除く。）によって、その券面に表示された発着区間内の任意の駅に下車して出場した後、再び他の列車に乗り継ぐことができない。

(回数乗車券の同時使用)

第 70 条 大人用の回数乗車券は、これを小児が同時に使用する場合は、第 59 条の規定にかかわらず、1 券片をもって小児 2 人が乗車することができる。

(改氏名の場合の定期乗車券の書替)

第 71 条 定期乗車券の使用者は、氏名を改めた場合は、これを発行駅に差し出して、その氏名の書替を請求しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)

第 72 条 乗車券（回数乗車券については、その使用する券片）は、次の各号の 1 に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

- (1) 旅客が途中下車できない駅に下車したとき。
- (2) 旅客が第 127 条・第 128 条又は第 129 条の取扱いを受けたとき。
- (3) 伝染病予防法第 18 条の規定によって途中で下車させられたとき又は鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）第 42 条の規定によって車外に退去させられたとき。

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

第 73 条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の 1 に該当する場合は、その全券片を無効として回収する。

- (1) 旅客運賃割引証と引換に購入した割引の乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したとき。
 - (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
 - (3) 第 20 条第 1 項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき。
 - (4) 身分または資格を偽って発行された各種割引証または証明書で購入した乗車券を使用したとき。
 - (5) 券面表示事項を、ぬり消し、又は改変して使用したとき。
 - (6) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
 - (7) 証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないとき。
 - (8) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。ただし、第 67 条に規定する場合を除く。
 - (9) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
 - (10) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第 64 条に規定する場合を除く。
 - (11) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(定期乗車券が無効となる場合)

第 74 条 定期乗車券は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。
- (3) 使用資格・氏名・年令又は通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。
- (4) 券面表示事項を、ぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (5) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。
- (6) 有効期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき。

- (7) 有効期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したとき。
 - (8) 通学定期乗車券を使用する旅客が、第 75 条の規定による証明書を携帯していないとき。
 - (9) その他定期乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(通学定期乗車券の効力)

第 75 条 通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した証明書又は学生証を携帯する場合に限って有効とする。

第 76 条 (削除)

第5章 乗車券の様式

第1節 通 則

(乗車券の表示事項)

第 77 条 乗車券の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃
- (2) 有効区間
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

2 次の各号に掲げる乗車券にあつては、前項に規定する表示事項の一部を省略することができる。

- (1) 臨時に発売する乗車券
- (2) その他特殊の乗車券

(この章に規定する乗車券の様式の変更又は補足等)

第 78 条 この章において規定する乗車券の様式は、印刷上の形式であつて、それぞれの乗車券は、相当の事項を印刷するとともに、発売又は入場する際に、不足する事項又は印刷する事項を記入式とした事項等については、印章を押し、記載し、切断し、又は入鋏する等の方法によって補うものとする。

2 乗車券の様式は、必要によって、次の各号に定めるところにより変更することができる。

- (1) 前条第 1 項に規定する表示事項
 - ア 表示事項の一部の裏面表示
 - イ 表示事項の配列の変更
- (2) 前号以外の様式
 - ア 乗車券の寸法の変更
 - イ 表示事項の表示箇所、配列又は表示方法の変更
 - ウ 表示事項の一部の省略又は追加

- 3 乗車券の様式で、大人、小児等に共用できる様式のものであっても、専用の様式のものを使用することがある。
- 4 小児用等の乗車券は、次に定める記号を関係券片の表面に影文字等をもって印刷する。
小児用の乗車券「小」

(模様印刷)

第 79 条 この章に規定する乗車券には、表面に字模様を印刷する。

(乗車券の駅名等の表示方法)

第 80 条 乗車券の駅名及び旅客運賃の表示方法は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券および回数乗車券にあつては、着駅名を「何円区間」の例により金額をもつて表示する。
- (2) 団体乗車券の乗車区間については、実際に乗車する駅名を表示する。

(旅客運賃の割引等に対する表示)

第 81 条 旅客運賃の割引等を行う乗車券には、その証として、関係券片の表面にゴム印の押なつ等により、次の各号に定める記号の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券及び第 5 号に規定する記号については、これと異なる表示方法をし、またはこの表示を省略することがある。

- (1) 旅客運賃を割引するもの

割引

- (2) 乗車券類発売機等用の大人小児用の乗車券を小児用とするもの

小

- (3) 再交付するもの

再

- (4) 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券を、その有効期間の開始日前から有効とさせるもの

継続

- (5) 使用資格者であることの証明書類の携帯を必要とするもの

証 第 号

- (6) 旅客運賃を後払いとするもの

後払い

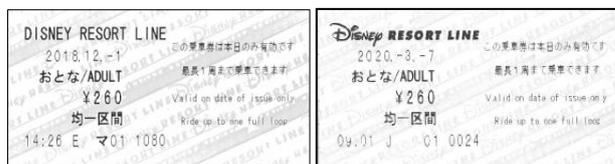
- 2 常備式の乗車券に前項第 1 号に規定する記号を表示して発売する場合は、当該乗車券に表示されている旅客運賃を訂正しない。

第2節 乗車券の様式

第1款 普通乗車券の様式

(普通乗車券の様式)

第82条 普通乗車券の様式は、次のとおりとする。



第2款 定期乗車券の様式

(定期乗車券の様式)

第83条 定期乗車券の様式は、次のとおりとする。



第3款 回数乗車券の様式

(回数乗車券の様式)

第84条 回数乗車券の様式は、次のとおりとする。



第6款 フリー乗車券の様式

(フリー乗車券の様式)

第 87 条 フリー乗車券の様式は、次のとおりとする。

第3節 特別補充券の様式

(特別補充券の発行)

第 88 条 特別補充券は、この章の第1節から第2節までに規定する乗車券類として発行する外、払戻し証明等の取扱いをした場合に、その取扱いをした証として発行する。

(特別補充券の様式)

第 89 条 特別補充券の様式は、次のとおりとする。

(舞浜リゾートライン) 甲 冊 0009-01			
事由			
額 収 額 Amount Received			
¥	千	円	
原	月	日	から有効
券			から
			ゆき
収受又は		から	
変更区間			まで
人	大人Adult	小児Child	発売日共
員			Good for
			日開
			有効
			Days
記			
事			
年 月 日			
途中下車前途無効			
駅発行			

第6章 乗車券の改札及び引渡し

第1節 通 則

(乗車券の改札)

第 90 条 乗車の目的で乗降場に入場し、又は乗降場から出場しようとする者は、所定の乗車券を所持して、係員の改札（自動改札機による改札を含む。以下乗車券の改札および引渡しについて同じ。）を受け、定められた場所から入出場しなければならない。

2 前項の規定によるほか、旅客は係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券の改札を受けなければならない。当該乗車券の使用が証明書等の携帯を必要とするものであるときの証明書等についてもまた同じ。

(乗車券の引渡し)

第 91 条 旅客は、その所持する乗車券が効力を失い、若しくは不要となった場合又はその乗車券を使用する資格を失った場合は、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

第2節 乗車券の改札および引き渡し

(普通乗車券の改札及び引き渡し)

第 92 条 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入鋏（自動改札機による入鋏を含む。以下乗車券の改札および引き渡しについて同じ。）を受けるものとする。

2 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

(定期乗車券の改札及び引き渡し)

第 93 条 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

2 定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了した際に、直ちに、これを係員に引き渡すものとする。

(回数乗車券の改札及び引き渡し)

第 94 条 回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入鋏を受けるものとする。

2 回数乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

(団体乗車券及び貸切乗車券の改札及び引き渡し)

第 95 条 団体乗車券又は貸切乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

2 前項の引率者は、団体旅客又は貸切旅客が券面に表示された発着区間の旅行を終了した際に、その所持する乗車券を係員に引き渡すものとする。

(フリー乗車券の改札)

第95条の2 フリー乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通 則

(乗車変更等の取扱箇所)

第96条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅において行う。ただし、旅客運賃の払戻しは、旅行中止駅等所定の駅に限って取扱う。

(払戻し請求権行使の期限)

第97条 旅客は、旅客運賃について払戻しの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券類が発行の日の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することができない。

(乗車変更をした乗車券について旅客運賃の収受又は払戻しをする場合)

第98条 乗車変更の取扱いをした乗車券について、旅客運賃の収受又は払戻しをする場合は、旅客が現に所持する乗車券を発駅で購入した場合の旅客運賃を収受しているものとして収受又は払戻しの計算をする。ただし、払戻しの場合は、旅客の実際に支払った旅客運賃の額を限度として取扱う。

第2節 乗車変更の取扱い

第1款 通 則

(乗車変更の種類)

第99条 旅客が、その所持する乗車券に表示された運送条件と異なる乗車を必要とする場合に当社が取扱う変更(この変更を「乗車変更」という。)の種類は、乗車変更の申出の時期に応じて、次の各号のとおりとする。

- (1) 当該乗車券による旅行開始前又は使用開始前に申出があった場合
乗車券変更
- (2) 当該乗車券による旅行開始後又は使用開始後に申出があった場合
団体乗車券変更

(乗車変更の取扱範囲)

第100条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取扱う。

(回数乗車券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱い制限)

第101条 回数乗車券を所持する旅客に対しては、乗車変更の取扱いはしない。

(継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止)

第102条 有効期間を経過した乗車券を使用して継続乗車中の旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

第103条 (削除)

第2款 旅行開始前又は使用開始前の乗車変更の取扱い

(乗車券変更)

第104条 普通乗車券又はフリー乗車券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申出て、その承諾を受け、1回に限って、当該乗車券から他の乗車券に変更(この変更を「乗車券変更」という。)することができる。

- 2 乗車券変更の取扱いをする場合は、原乗車券に対するすでに収受した旅客運賃と、変更する乗車券に対する旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払戻しをする。この場合原乗車券が割引のものであって、その割引が実際に乗車する区間に対して適用のあるものであるときは、実際の乗車する区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の旅客運賃によって計算する。ただし、フリー乗車券への変更に関しては割引きを適用しない。

第3款 旅行開始後の乗車変更の取扱い

(団体乗車券変更)

第105条 団体乗車券を所持する旅客は、使用開始後に、あらかじめ係員に申出て、その承諾を受け、1回に限って区間変更又は乗車列車等の変更をすることができる。ただし、これらの変更は、輸送上支障がない場合に限って取扱う。

- 2 前項の取扱いをする場合は、旅客運賃を収受しない。
- 3 前項の規定は、団体乗車券に表示された着駅をこえた駅に変更する場合に準用する。

第3節 旅客の特殊取扱い

第1款 通 則

(旅客運賃の払戻しに伴う割引証等の返還)

第106条 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券について払戻しの取扱いを受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

(旅客運賃の払戻しをしない場合)

第107条 旅客は第60条の規定により、小児が大人用の乗車券を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額については、払戻しを請求することができない。

第2款 乗車券の無札及び無効

(乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第108条 旅客が、次の各号の1に該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

- (1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。
 - (2) 別に定める場合を除いて、乗車券に入缺等を受けないで乗車したとき。ただし、旅客に悪意がなく、その証明のできる場合は、この限りではない。
 - (3) 第73条の規定によって無効となる乗車券（偽造の乗車券を含む。）で乗車したとき。
 - (4) 乗車券改札の際にその提示を拒み、又はその取集めの際に引き渡しをしないとき。
- 2 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第3項に該当するときを除き、その全乗車人員について計算した第1項の規定による旅客運賃及び増運賃を、その団体申込者から収受する。
- 3 団体旅客が、乗車券の券面に表示された人員を超過して乗車し、又は小児の人員として大人を乗車させたときは、第73条の規定にかかわらず、その超過人員又は大人だけを、その団体申込者から第1項本文の規定による旅客運賃及び増運賃を収受する。

(定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃の収受)

第109条 第74条第1項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合（第74条第2項において準用する場合も含む。）は、当該旅客から次の項による普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

- 2 第74条第1項第1号から第4号までの1に該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日から、同項第5号に該当する場合は、その使用資格を失った日から、同項第6号に該当する場合はその発売日の日から、同行第7号に該当する場合はその有効期間満了の日の翌日からそれぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して券面に表示された区間を毎日2回ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

第3款 乗車券の紛失

(乗車券紛失の場合の取扱方法)

第110条 旅客が、旅行開始後、乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、第108条又は第109条の規定による旅客運賃及び増運賃を収受し、又、係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃を収受して、増運賃は収受しない。

- 2 前項の場合、旅客は旅行終了駅において、再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券、回数乗車券を使用する旅客は、この限りでない。
- 3 第1項後段及び前項の規定は、旅客が旅行開始前に乗車券（定期乗車券、回数乗車券を除く。）を紛失した場合に準用する。

(再收受した旅客運賃の払戻し)

第 111 条 前条の規定によって普通旅客運賃及び増運賃を支払った旅客は、紛失した乗車券を発見した場合は、その乗車券と再收受証明書とをもより駅に差し出して、発見した乗車券 1 枚につき手数料 100 円を支払い、その旅客運賃について払戻しの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃及び増運賃を支払った日の翌日から起算して 1 箇年を経過したときは、これを請求することができない。

(団体乗車券紛失の場合の取扱方法)

第 112 条 旅客が、団体乗車券又は貸切乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第 110 条の規定にかかわらず、別に旅客運賃を収受しないで、相当の団体乗車券又は貸切乗車券の再発行をすることがある。ただし、再交付の請求をしたときにおいて、当該乗車券について既にその旅客運賃の払戻しをしている場合を除く。

第4款 任意による旅行のとりやめ

(旅行開始前の普通旅客運賃の払戻し)

第 113 条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入検前で、かつ、有効期間内又は有効日前であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として乗車券 1 枚につき 100 円を支払うものとする。

(使用開始前の定期旅客運賃の払戻し)

第 114 条 前条の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券について準用する。ただし、この場合、旅客は手数料として、乗車券 1 枚につき 210 円を支払うものとする。
2 定期乗車券の払戻しは、当社の指定した駅で行うものとする。

(使用開始前の回数旅客運賃の払戻し)

第 114 条の 2 前条の規定は、使用開始前の回数乗車券について準用する。ただし、この場合、旅客は手数料として、乗車券 1 枚 (11 券片) につき 210 円を支払うものとする。

(旅行開始前の団体旅客運賃又は貸切旅客運賃の払戻し)

第 114 条の 3 旅客は旅行開始前に団体乗車券又は貸切乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前までにこれを駅に差し出したときに限って、既に支払った団体旅客運賃又は貸切旅客運賃の払戻しを請求する事ができる。この場合、旅客は、手数料として乗車券 1 枚につき 210 円 (保証金を充当して発行したものについては、保証金の額に相当する額) を支払うものとする。

2 団体旅客又は貸切旅客の人員が、旅行開始前に減少した場合で、請求があるときは、減少した人員に対し、前項の規定を準用して旅客運賃を払戻しすることがある。

3 団体乗車券又は貸切乗車券の払戻しは、当社の指定した駅で行うものとする。

(使用開始前のフリー旅客運賃の払戻し)

第 115 条 前条の規定は、使用開始前のフリー乗車券について準用する。ただし、この場合、旅客は手数料として、乗車券 1 枚につき 210 円を支払うものとする。

(旅行開始後の普通旅客運賃の払戻し)

第 116 条 旅客が、普通乗車券を使用して旅行を開始した後、旅行を中止した場合は、既に支払った旅客運賃の払戻しを請求することができない。

(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払戻し)

第 117 条 旅客は定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを当社の指定した駅に差し出して、既に支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として、乗車券 1 枚につき 210 円を支払うものとする。

- 2 前項の計算については、払戻し請求当日は経過日数に算入し、また、1 箇月未満の経過日数は 1 箇月として計算する。
- 3 第 1 項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。
 - (1) 使用経過月数が 1 箇月又は 3 箇月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃
 - (2) 使用経過月数が 2 箇月のときは、1 箇月に相当する定期旅客運賃の 2 倍の額
 - (3) 使用経過月数が 4 箇月のときは、3 箇月と 1 箇月に相当する定期旅客運賃の合算額
 - (4) 使用経過月数が 5 箇月のときは、3 箇月と 1 箇月の 2 倍に相当する定期旅客運賃の合算額

(回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払い戻し)

第 118 条 旅客は、回数乗車券の使用を開始した後、その回数乗車券の一部券片が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを差し出して、既に支払った回数旅客運賃から普通旅客運賃に使用券片数（総券片数から旅客が提出した券片数を差し引いた券片数とする。以下同じ。）を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。

- 2 前項の規定により旅客が払戻しの請求をする場合に、原回数乗車券が割引のものであるときは、普通旅客運賃を原回数乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。
- 3 前各号の払戻しを請求する旅客は、駅に差し出した券片数にかかわらず、手数料として 210 円支払うものとする。

(フリー乗車券使用開始後の旅客運賃の払戻し)

第 118 条の 2 旅客はフリー乗車券を使用して旅行を開始した後、その乗車券が不要となった場合は、有効期間内である時に限って、既に支払った運賃から、使用経過日数に相当する運賃を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として、乗車券 1 枚につき 210 円を支払うものとする。

2 前項の計算については、払い戻し請求当日は経過日数に算入して計算する。

3 第 1 項の経過日数に相当する運賃は次の各号によって計算する。

- (1) 経過日数が 1 日のときは、1 日フリー乗車券の運賃
- (2) 経過日数が 2 日のときは、2 日フリー乗車券の運賃
- (3) 経過日数が 3 日のときは、3 日フリー乗車券の運賃

(当日最終の列車に乗り遅れた場合の旅客運賃の払い戻し)

第 119 条 発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客が当日最終の列車に乗り遅れた場合は、直ちに当該乗車券を駅に差し出して旅客運賃の払戻しをすることができる。この場合は、手数料 210 円（普通乗車券は 100 円）を収受して旅客運賃の払戻しの取扱をする。

第5款 運行不能及び遅延

(列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方法)

第 120 条 旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、次の各号の 1 に該当する事由が発生した場合には、事故発生前に購入した乗車券について、当該各号の 1 に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、定期乗車券および回数乗車券を使用する旅客は、第 122 条に規定する無賃送還（定期乗車券による無賃送還を除く。）、第 124 条に規定する有効期間の延長もしくは旅客運賃の払戻しに限り請求することができる。

(1) 列車が運行不能となったとき

ア 第 121 条に規定する有効期間の延長

イ 第 122 条に規定する無賃送還及び旅客運賃の払戻し

ウ 第 123 条に規定する不通区間の別途旅行及び旅客運賃の払戻し

エ 第 124 条に規定する定期乗車券及び回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払戻し

(2) 列車が運行時間より遅延し、着駅到着時刻に 2 時間以上遅延したとき（遅延することが確実なときを含む。）

ア 第 121 条に規定する有効期間の延長

イ 第 122 条に規定する無賃送還及び旅客運賃の払戻し

(3) 車両の故障その他旅客の責任とならない事由によって、当該列車に乗車することができないとき

ア 第 121 条に規定する有効期間の延長

- 2 旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、前項各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券（定期乗車券および回数乗車券を除く。）が不要となった場合は、その乗車券が有効期間内（前売りの乗車券については、有効期間の開始前を含む。）であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払戻しを請求することができる。
- 3 フリー乗車券を所持する旅客は、当該乗車券の乗車日に、当社線が1日につき半日以上にわたって運行を休止した場合は、当該乗車券（未経過日があるものに限る）を駅に差し出して、既に支払った旅客運賃の払い戻しを請求することができる。ただし、有効期間を1箇月経過した場合は、この限りでない。
- 4 前項の払い戻し額の計算方法は第117条によるものとする。ただし、同条第2項の規定に関わらず、運行休止当日は経過日数に算入しない。

（有効期間の延長の取扱方法）

第121条 第120条第1項の規定による、有効期間の延長の取扱は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 旅客は、有効期間の延長を請求しようとする場合は、あらかじめ、関係の駅に申し出て、当該乗車券を駅に預けるものとする。この場合、延長する有効期間は、次の期間とし、この期間を原有効期間に加算したものを当該乗車券の有効期間とする。
 - ア 第120条第1項第1号に規定する事由による場合は、当該乗車券を預けた日から開通後5日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数。
 - イ 第120条第1項第2号および同項第3号に規定する場合は、1日。
- (2) 旅客は、旅行を再び開始する際、乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取るものとする。
- (3) 旅客が、第1号の規定により延長できる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

（無賃送還の取扱方法）

第122条 第120条第1項の規定により旅客が無賃送還の取扱いの請求をした場合は、次の各号に定めるところにより取扱う。

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際利用していた乗車券の券片に表示された発駅までの区間を最近の列車に乗車する場合に限り取扱う。ただし、乗車券の券片に表示された駅と異なる駅から乗車したことが明らかな場合は、その駅を発駅とみなし（以下「みなし発駅」という）、同様の取扱をする。
 - (2) 無賃送還は、途中下車の取扱いをしない。
 - (3) 旅客が前各号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱をしない。
- 2 前項の規定により無賃送還を行った場合は、次の各号の定めるところにより旅客運賃の払戻しをする。ただし、回数乗車券を使用する旅客については、払戻しの取扱いをしない。
- (1) 乗車券面に表示された発駅まで無賃送還したときは、既に収受した旅客運賃の全額。
 - (2) 旅客の請求によって、乗車券面に表示された発駅（みなし発駅を含む）に至る途中駅

まで無賃送還したとき又は無賃送還中の途中駅に下車したときは、払戻しの取扱いをしない。

- 3 第1項に規定する無賃送還を行った場合、回数乗車券を使用する旅客は、当該券片をその後1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

(旅客運賃の払戻し駅)

第123条 第120条および第122条の規定により、旅客運賃の払戻しを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃の払戻しの請求をしなければならない。

- (1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅。
- (2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅。

(運行休止の場合の有効期間の延長又は旅客運賃の払戻し)

第124条 定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客は、列車が運行休止のため、引き続き5日以上その乗車券を使用できなくなった場合に限り、その乗車券を駅に差し出して、相当日数の有効期間の延長又は次の各号に定める金額の払戻しを請求することができる。

- (1) 定期乗車券

原定期券と同一の種類及び有効期間による定期旅客運賃を次の日数(第26条第2項の規定によりは数となる日数を付加して発売したものにあつては、当該日数を加えた日数)で除し、その1円未満のは数を1円単位に切り上げた日割額に、休止日数を乗じ、は数計算した額。

- ア 有効期間が1箇月のものにあつては30日。
- イ 有効期間が3箇月のものにあつては90日。
- ウ 有効期間が6箇月のものにあつては180日。

- (2) 回数乗車券

回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券数で除し、は数計算した額。

第6款 誤購入

(乗車券の誤購入の場合の取扱方法)

第125条 旅客が、誤ってその希望する乗車券と異なる乗車券を購入した場合で、その誤購入の事由がやむを得ないと認められ、かつ、係員がその事由を認めたときは、正当な乗車券に変更の取扱いをする。

- 2 前項の場合は、既に収受した旅客運賃と正当な旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払戻しをする。

第8章 手回り品

(手回り品及び持ち込み禁制品)

第126条 旅客は、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表第1号に掲げるもの（以下「危険品」という。）および他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 刃物（他の鉄道利用者に危害を及ぼすおそれがないように梱包されたものを除く。）
- (3) 暖炉及びこんろ（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。）
- (4) 死体
- (5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器にいれたもの又は、第127条第2項の規定により持ち込みの承諾を受けた動物を除く。）
- (6) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの
- (7) 車両を破損するおそれがあるもの

(注) 別表第1号に定める適用除外の物品及び本項第3号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどが無いよう措置することとする。

- 2 前項の第1号から7号に該当する物品の車内への持ち込み防止その他車内及び駅の保安上の理由により旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。
- 3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。
- 4 第2項及び第3項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることが出来ない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。
- 5 前項の場合、旅客に対し、車内または駅からの退去を求めることがある。

(車内持ち込み手回り品の範囲)

第127条 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3辺の最大の和が、1.2メートル以内のものであって、その重量が20キログラム以内のものを車内に持ち込むことができる。ただし、長さ2メートルをこえる物品は車内に持ち込むことができない。

- 2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車については、次の各号の1に該当する場合に限り、車内に持ち込むことができる。
 - (1) 自転車であって、解体して専用の袋に収納したものまたは、折りたたみ自転車であって、折りたたんで専用の袋に収納したもの。
- 3 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の1に該当する犬を車内に随伴させることができる。
 - (1) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49条）第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。
 - (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。

ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

4 旅客は、子犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣およびは虫類を除く。）であって次の各号に該当するものは、前項の規定に準じて当社の承諾を受け、車内に持ち込むことができる。

(1) 長さ 70 センチメートル以内、最小の立方形の長さ、幅および高さの和が 90 センチメートル程度の容器に収納したもので、かつ他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるもの

(2) 容器に収納した重量が 10 キログラム以内のもの

(注)旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバック・ショルダーバック等は、第 1 項に規定する個数制限にかかわらず、車内に持ち込むことができる

5 当社において運輸上支障がないと認めたものは、車内に持ち込むことができる。

6 手回り品料金は無料とする。

(持ち込み禁制品または制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

第 128 条 旅客が、第 126 条第 1 項但し書きの規定による車内に持ち込むことのできない物品または第 127 条の規定による持ち込み制限をこえる物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ使用した乗車券は、前途無効として回収する。

(持ち込み禁制品を持ちもうとした場合の処置)

第 129 条 旅客が、第 126 条第 1 項但し書き第 1 号から第 6 号までの規定による物品を車内に持ちもうとした場合は、前条の規定を準用することがある。

第 130 条 (削除)

(手回り品の保管)

第 131 条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

附則

この規則は、2021 年 7 月 1 日から施行する